

留寿都村 議会だより



今後もお力添えをお願いします。

(留寿都村功労者表彰式 11月8日)

平成23年第3回定例会	2～3
平成23年第3回臨時会	3
一般質問	3～10
議会日誌	10
編集後記	10

平成23年11月21日

No. **129**

平成23年第 3 回定例会



平成 23 年第 3 回定例会は 9 月 16 日に招集され、平成 22 年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告があり、3 名の議員が一般質問を行った後、補正予算 1 件、人事 2 件、意見書 2 件を議了し閉会しました。

報告

◎平成二十二年度健全化判断比率及び資金不足比率について
平成二十二年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率・連結赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率）と資金不足比率について、留寿都村の場合、早期健全化基準に該当するものはなく、また、公営企業会計については経営健全化基準に該当するものはない旨の報告がありました。

補正予算

◎平成二十三年度留寿都村一般会計補正予算（第三号）
……原案可決

今回の補正は、二千五百九十一万四千円を追加し、総額を二十一億七千七百五十三万六千円とするもので、補正した内容は次のとおりです。

歳入

- ・村民税 一〇、三〇〇
- ・普通交付税 一〇、三〇四
- ・特別交付税 一、一四〇
- ・障害者介護給付・訓練等給付費国庫負担金 三〇四
- ・障害者介護給付・訓練等給付費道負担金 一五二

- ・障害者自立支援対策推進費補助金 二二
- ・未来につなぐ森づくり推進事業補助金 二、四九一
- ・財政調整基金繰入金 △一五、二六七
- ・臨時財政対策債 一六、四六八

歳出

- ・財政調整基金積立金 一、五九三
- ・障害者自立支援対策推進事業負担金 三〇
- ・障害者自立支援給付費 六〇八
- ・障害者自立支援給付費等国庫負担金等返還金 三七〇
- ・子ども手当事務費交付金返還金 二二三
- ・旧園芸廃棄物処理施設機械設備撤去等工事実施設計業務委託 六、四三七
- ・未来につなぐ森づくり推進事業補助金 四、〇四九
- ・羊蹄山ろく消防組合負担金 一、一四〇

決算

◎平成二十二年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定について
◎平成二十二年度留寿都村老人保健医療事業特別会計歳入歳出

決算の認定について
◎平成二十二年度留寿都村国民健康保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◎平成二十二年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成二十二年度留寿都村特別養護老人ホーム等運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成二十二年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
◎平成二十二年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成二十二年度の各会計の歳入歳出決算については決算特別委員会を設置のうえ付託し、同委員会の委員長に西原實副議長、副委員長に坂庭恵子議員を選出しました。

人事

◎教育委員会委員の任命について
……原案同意
任期満了により、次の方を任命することに同意しました。
留寿都村字三ノ原

瀬戸 義明
◎人権擁護委員候補者の推薦について
意見書

……諮問適任 ◎軽油引取税の課税免除措置など、議会に意見を求められ、諮問は適任であると決したものです。

提出者 辻 憲一 議員
賛成者 本田 広司 議員
提出者 中村 裕明 議員
賛成者 松井 幸雄 議員
……原案可決

平成 23 年
第二回議会臨時会

平成二十三年第三回議会臨時会は九月八日に招集され、契約の締結一件を議了し閉会しました。

◎留寿都中学校校舎等耐震改修及び大規模改造工事請負契約の締結について

……原案可決

・契約の目的 留寿都中学校校舎等耐震改修及び大規模改造工事

・契約の方法 指名競争入札による請負契約

・契約の金額 二億三千万円

・契約の相手方 瀬尾・留寿都経常建設共同企業体

共同企業体の構成員
代表者 虻田郡俱知安町北三条東二丁目七番地 瀬尾建設工業株式会社
構成員 虻田郡留寿都村字留寿都四五番地一七 留寿都建設株式会社

・工 期 平成二十三年九月九日から
平成二十四年三月十五日まで

一般質問

第三回議会定例会では、三名の議員から五件の村政に対する質問がありました。

▼東日本大震災・福島原子力発電の事故の教訓からの環境保護や自然エネルギーの活用について	坂庭 恵子議員	3
▼商店街の振興について	坂庭 恵子議員	5
▼私道の整備について	坂庭 恵子議員	6
▼村有地の有効活用について	中村 裕明議員	6
▼フッ化物洗口について	堤 富佐代議員	9

東日本大震災・福島原子力発電の事故の教訓からの環境保護や自然エネルギーの活用について

坂庭恵子議員 (質問)

東日本大震災・福島原子力発電の事故の教訓からの環境保護や自然エネルギーの活用についてお伺いをします。

結論から先ず申し上げます、今回の教訓からこれからの村づくりについて何を学ぶのか、これからの村づくりは、原子力等々に頼らない、エコの村づくり、これしかない、そんな思いであります。

エコの村づくりをする中で、エコ的な新しい産業として、仕事を作って、人を増やす、そういう村づくりが教訓として学ばされるのでは、そういう思いでお伺いをさせていただきたいと思えます。

フランスの地理学者シェリエは、農村はやむを得ない場合に

は、都市なしで済ませることが出来る。都市は農村なしでは生きれないと指摘をしております。衰退する農山漁村や地方を襲ってしまった大地震や原発事故、地方や農村から水や電気を届け、都会がその為に存在していたということが改めて理解できた出来事でした。都市と農村との関係を改めて見つめ直す必要があります、持続可能な社会を目指す必要を痛感した出来事でもあります。

五月二十九日の政府の東日本大震災復興会議の文書には、「今回の大震災を機に、現代文明の限界、つまり成長神話の終焉を認識し・・・まったく新しい将来ビジョンを持つ必要がある」政府の諮問機関でさえ、この様に言及せざるを得ない状況です。今まで家族と一緒に暮らす事が当たり前の毎日でした。そんなことが許されない毎日となり、命と衣食住がこんなに大事だったのか、人々の命と暮らしを守ることが、いかに重大か痛感させられる毎日でもあります。次の三点についてお伺いをさせていただきます。

① 七〇K圏の札幌市が原発防災計画づくりをすることには極めて大きな意義を持つと思われまます。留寿都村は三〇K圏以外ではあります、地域防災計

画の中に泊原発に対する防災も加える必要があるのではないのでしょうか。

② 環境サミットとも言われた、洞爺湖サミットが開催された数年を経たわけです。留寿都村の美しい風景を守り育てる為に、省エネや二酸化炭素削減等々、環境保護のため村をあげてどのような事に取り組み発展させようとお考えですか。

③ 自然エネルギー、再生可能エネルギー普及で地域内循環経済が成り立つ様な地域経済の発展を考えられないかお伺いをさせていただきます。

土屋村長 (答弁)

坂庭議員のご質問にお答えをいたします。

まず、七〇K圏の札幌市が原発防災計画づくりをすることに極めて大きな意義を持つと思えます。

留寿都村は三〇K圏外でありませんが、地域防災計画の中に泊原発に対する防災も加える必要があるのではないのでしょうかと。留寿都村地域防災計画は、災害対策基本法第四二条及び留寿都村防災会議条例第二条第一号の規定に基づき作成する計画であり、国、道の防災計画に抵触するものであつてはならないと定められています。

現在は、原発から一〇k圏内の「防災対策の重点地域」(EPZ)が地域防災計画(原子力防災計画・計画編)を定めております。EPZとは、防災対策の重点地域の略で、原子力施設に異常が起き、放射性物質や放射線が大量に放出された場合を想定し、避難など限られた時間の中で周辺住民の被ばくを軽減させるための対策を取る地域です。

原子力安全委員会の資料によりますと、原子力施設から半径八〜一〇k圏を目安として

泊原発では周辺四町村がEPZ圏内で、道と四町村は北電と安全協定を締結し、事故や原発



の状況に関し、迅速な情報提供を受けることが出来るようになっていきます。議員ご指摘のように事前に原子力災害に関する留寿都村地域防災計画があれば村民の安心・安全に寄与すると思われませんが、現在、福島第一原発の事故を受け、国ではEPZの見直しを検討しているところですので、今後の国の防災基本計画、北海道の地域防災計画の見直しの動向を注視しながら、また、近隣の状況も踏まえながら検討したいと考えております。

次に、留寿都村の美しい風景を守り育てる為に、今までの様な事に取り組み、今後、省エネや二酸化炭素削減等々、環境保護の為、村をあげて、どのような事に取り組み発展させようとお考えですか、そういったご質問ですが。

留寿都村としての今までの取り組みといたしましては、議員もご存じのとおり、ゴミの分別収集処理による資源としての再利用、家庭から排出される廃棄食用油を燃料として公用車等への再利用、古い布、紙製容器等の再利用等を行ってきております。また、道の駅施設でペレット・ストーブの設置により環境に配慮した取り組み、また、公用車の低公害車の導入を行っております。

今後、新たに省エネや二酸化炭素削減についてどの様なことを考えているのかという議員のご質問ですが、現在も取り組んでいるものもありますが、廃棄物の発生抑制、リサイクル等を推進し、エネルギー使用の合理化、省エネ型の機器などを採用し、省エネ・二酸化炭素削減を図って参りたいと考えております。二酸化炭素の排出量の削減と二酸化炭素の吸収は環境保全のために大きな要素となりますので、私たち住民一人一人も、省エネ・二酸化炭素削減のために何をしなければならぬかを常日頃から意識をもつて生活していくことが重要と考えます。

次に、自然エネルギー、再生可能エネルギー普及で、地域内循環経済が成り立つ様な地域経済の発展を考えられないか伺います、といったご質問ですが。

自然エネルギーは、化石燃料以外のエネルギー源のうち永続的に利用することが出来るものであり、再生可能エネルギーと同義と言われています。今後、村が再生可能エネルギーをどのように活用し、新規産業・雇用の創出に結び付けて行けるかというところにつきましては、今だ収束のつかない福島第一原発事故が広範囲にわたり深刻な被害を与えている、そういった状況を

見ましても原発依存エネルギーから新しいエネルギーへの切り替えは、留寿都村だけではなく、国をあげて急務の課題と考えております。

坂庭恵子議員 (再質問)

① 住民の中には岩手、一関ですか、二〇〇K離れていても、ああいうふうには、稲わらの汚染、肉牛の汚染、あるいは三〇〇K以上離れていても牧草や牧草地の汚染というようなことが繰り返されたり、あるいは福島県の飯館村、三〇K、四〇K圏にあつても、村ごと移住しなければならぬというような状況を見て、大変心配だ、不安だ、枕を高くして寝られないという声があります。

村民の皆さんが枕を高くして寝れないのであれば、不安だというのであれば、枕を高くして寝られるよう不安を取り除いてあげるのが村長の一番の仕事だと思っております。国や道と連携を取りながら、出来るだけ早く検討作業に入っていたいただきたい、再度うかがいます。

② 新しい工口的な産業というのは、絵に描いた空想で終わればそれで終わってしまうと思いません。是非やろう、住民と一緒にになってやろう、という決意がなければ出来ないことだと思

います。是非やろう、住民と一緒にになってやろう、という決意がなければ出来ないことだと思

います。強い決意を持って産業振興公社を拠点にエコの村づくり、エコの産業づくりを是非やっていたらだいたいと思えますが、いかがでしょうか。

土屋村長（再答弁）

坂庭議員から、先ず七〇K圏の札幌市が作ったというところで再質問にお答えを申し上げます。

このことにつきましては、議員のご発言のとおり極めて重要な意義を持っていると、そのように思っております。

制度上、国がEPZを拡大しない限り、地域防災計画に盛り込むことは出来ない、そういった中で札幌市が地域防災計画に盛り込む作業に着手したという、そういった報道でございます。

安全と安心を掲げておきながら、肝心なことは国任せでいいのか、そういった思いであろうかとそのように思っております。このことにつきましては、先程も申し上げましたとおり、議員の質問にお答えをするならば、地域防災計画に加える必要はあるとは思いますが、制度上は現在、出来ない、そのように思っております。

私の立場といたしましては、行政執行の中で、原子力行政は法律に基づき、国・北海道の指

示に従い行動する立場にある、そのように思っております。

次に、議員ご提言の自然エネルギーであるとか、そういった地域経済の発展に結び付けていったらというような再質問でございます。

このことにつきましては、自然エネルギーと地域経済の発展が結び付くことを否定するものではないと思いません。しかし、自然エネルギーが存在をいたしても、活用するには二酸化炭素を排出したり、また環境に影響を与え、生態系に影響を与えることが予想されます。

二酸化炭素の排出が少ない、安全そして安心が崩れた原発は、地域経済の為に取り組んだことの結果によるものではないでしょうか。

エネルギーと地域経済は分けて考えてみてはいかがでしょうか。そして省エネルギーについて深く考えてみる必要があるのではないかと、そのように考えております。

環境の保護を考えます時に、自然エネルギーを使うことで環境を保護することが出来るのか、このことについては疑問を感じております。すべてが何らかの形で環境に影響を与えると、そのように思っております。

原発に反対であるといつて、電気は使いたただけ使う、そういった姿勢ではなく、省エネに努め、経済を考えるのではなく、安全と安心を求めることを優先すべきと考えます。其の上で、再生可能エネルギー、自然エネルギーが留寿都村の実情に合うのであればそれらに取り組みことを拒むものではありません。しかし、環境への配慮があつてのことである、そのように思っております。

商店街の振興について

坂庭恵子議員（質問）

留寿都村は、今まで道内数々の通行車両を数える二三〇号線が市街地、商店街を縦断し、ルスリゾートをかかえ、集客力を高めつつある道の駅の展開と

年間かなりの観光客の入り込みがありました。震災で日本中が冷え込む中、例外でない本村において、まずは「留寿都村観光振興特別対策事業」という事で、加森観光への支援に乗り出した訳です。

商店街の方からも集客力が減少傾向で大変ですという声が上がっております。こういう状況の中で地元商店街は、今まで以上に村の宝として位置づけ、その対策、対応を講じる必要があるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

土屋村長（答弁）

商工業者の方々からも「お客様が少なくなつて大変です」という声、村の顔として今まで以上に村の「宝」として位置づけ、その対策、対応を講じる必要があるのではないかという質問でございますが、私も、震災も一つの要因と思えますが、以前から商店街の活性化は懸案の一つでございます。

昨年度、留寿都村総合計画の基本構想、基本計画を策定する際に行った住民意向調査におきまして、住民の多くの方々から「商店街の活性化」が求められております。

村として、商工業の五年後、一〇年後を考えました時に、様

々な問題がありますが、そこには経営が成り立っていくことが前提でありますので、商工業の多角的な経営や地元住民のニーズに沿ったサービスの展開、国道二三〇号線を通過する方々に利用される特色のある経営等、これらについて専門の方のアドバイスを受ける機会の創出等も必要ではないかと思っております。

現在、各課において協議している平成二四年度から平成二六年度までの総合計画の実施計画において、商店街の活性化に向けた検討も担当課で行っているところでございますので、商工会や商工業者の方々とも話し合いの場を持ちながら、効果的な対策・支援を行って参りたいと考えております

坂庭恵子議員（再質問）

総合計画の中に書いてあるような、漠然としたスローガンだけでは商店街の発展、振興には私は繋がらない、実行ある具体的な政策を示さないと商店街の振興には繋がって行かないように思うわけです。

飯館村の村長さんは、「無いものねだりはしないで、あるものを探しましょう。」という事を言っていて、村の中、商店街の中には必ずあるもの探しをすれば

宝物があるんだという決意のもとに、商店街の方と一緒に、あるもの探しをしたというような話を聞いております。

どうぞ村長も、商店街の皆さんと一緒に、あるもの探しをしていただきたい、そのように思いますがいかがでしょうか。

土屋村長（再答弁）

村商工業者の経営に関することは、村商工会におきましてきめ細かに相談に応じ、対策が講じられておりますが、村は商工会と連絡を取りながら、これまでも然るべく支援を実施してきてございます。

村の商工業は、一事業所ごとに取り扱う業務内容が異なりますので、きめ細やかな経営相談を受けて対応することが必要です。と申すまでもなく、商工会が行っておりまして、実際に商工会を軸に活性化に向けた取り組みを行う姿勢があります。

一例を申し上げますと、一〇月に商工会青年部が「道の駅農林水産物直売所」において、会員が来店している商品をお客様に試食いただき、PRする予定があります。これは、村担当課と商工会とが話し合いを行った結果、青年部がこの事業に取り組みることになった訳ですが、青

年部は「留寿都産の食のPR」として留寿都産の商品や取扱店の知名度アップを図ろうと計画しております。

今後も、商工会との連絡調整を密に行いながら、必要な支援を検討させていただきます。

私道の整備について

坂庭恵子議員（質問）

以前は、砂利道でお年寄りが歩きづらい、手押し車が使えない、採石が飛散したり、粉塵が舞うということでの生活道路として整備してほしいという要望でした。

最近では異常気象といわれる今日、急な豪雨でせつかくの敷き砂利が流されてしまうという、今までとは違う角度での声を聞いております。

土屋村長（答弁）

市街地の私道の整備について、日常生活の向上の為、防災の為に村道に認定し、改良整備を急ぐべきと思っておりますが、ですか、と言うご質問であります。

以前からの同様の質問に対し、公共性、緊急性、費用効果等を精査するとの答弁があったと認識いたしております。

市街地の市街地区における各々の生活道路としての整備条件等があると思っておりますが、生活道路敷地の所有者や生活道路を実際に利用する地権者からの直接の整備要望をお聞きして、村道の認定にとらわれず検討していく考えでございます。

坂庭恵子議員（再質問）

認定にこだわらないというか、私道を村道に格上げすることにこだわらないでやっていきたい、と言うことだったと思えます。それも一つの方法であると思

うのです。後志管内を調べましたら私道のまま改良整備をしていく所もありますので、格上げだけが問題ではない。でも、村道に認定して改良するのものと、別のいい方法で、最良の方法としてあると思えます。

土屋村長（再答弁）

私道の整備と、それから村道の基準があるかというふうなことでございます。

このことにつきましては、議員ご承知のように個人の財産である道路は、地主さん、そして住んでいる地域住民の皆さんと十分ご相談のうえ、検討を加え、また、産業建設常任委員会でも管事務調査が後日あると聞いてございます。委員会の調査内容を十分踏まえ、地域住民の皆様と協議のうえ、検討して参りたいと思えます。

基準のことでございますけれども、道路法的にはあります。しかしながら、今現在ある道路の中で中央線を引けない道路であるとか、幅の狭い道路も村道になっている所もあり、これ以上お聞きになりたい部分については、担当課の方で詳しくお聞きいただきたい。

坂庭恵子議員（再々質問）

村としての基準はないと理解をいたしましたので、伺います。

なぜ、基準づくりが必要かという、道路はその地域にとって大事なものです。きちっとした基準づくりで街並みを整備し、きれいな街にして行く、そうしたら益々人が住めるようになる。その為に、本村としての明確な基準は必要でないかと思えますがいかがでしょうか。

土屋村長（再々答弁）

十分検討させていただきます。

村有地の有効活用について

中村裕明議員（質問）

村有地の有効活用について質



問いたします。
留寿都村では、人口が減少の傾向にあります。早急に手を打たなければ、この傾向は加速して行きます。

村営牧場の土地を牧場以外に有効に使うことは出来ないか。また、市街地等で所有している土地を移住者、定住者に優先的に提供できないか。

東日本大震災の被災者が北海道への移住を希望している事も聞いております。受け入れ準備をする必要があるのではないのでしょうか。また、商業地域として留寿都道の駅、土地の活用で

商圏の充実を図る。道の駅隣接の二三〇号線に面した土地を活用し、新規店舗を呼び込む。

集客力のある道の駅に新たな商店街の誘致、魅力あるお店の集合体を作ることにより、観光客の増加や雇用の促進に繋がると思います。この結果、人口減少傾向に歯止めがかかり、人口増加に繋がるのではないのでしょうか。現在、新たな利用計画はあるのでしょうか。

また、このために移住、定住の総合窓口を新たに作る必要があると思います。次の世代に未来を開くことは急務ではないでしょうか。

土屋村長（答弁）

ただ今、中村議員のご質問をお聞きいたしました。件名は「村有地の有効活用について」とありますが、全体的な論旨からすると「村有地の有効活用による人口減少対策について」という感じではないかと理解させていただきました。

人口減少の要因は、就業場所の減少等による就業者の数そのものの減少が大きな要因であると思われませんが、その背景は単純なものではなく、福祉、医療、教育の問題なども複雑に混じりながら、いろいろな要因から起こっているものと考えております。

その中であって、中村議員から村有地を有効に活用することによって、観光客の増加や雇用の促進が期待でき、村の人口減少に歯止めがかかり、人口増加に繋がるとのお考えが示されているものと思います。

私といたしましても、その考えを否定するものではありませんが、村の人口減少の要因がいろいろな要因から起こっている以上、何か一つだけでそれが大きく改善すると考えるわけにはいかないと思っております。

よって、住民の財産であるという村有地の役割を踏まえ、その公平・適切な管理を堅持する中で、その有効活用が村の産業振興に繋がり、その結果として村の人口が維持され、あるいは人口が増加することに寄与できることが理想と考えております。

逆を言うならば、人口の維持や増加を目的とするあまりに、村有地の本来の役割を大きく曲げることがあってはならないとい

うことであり、この基本方針のもと、ご質問にお答えさせていただきます。

先ず、村営牧場の土地を牧場以外に有効に使う事は出来ないか、というお尋ねでございます。牧場は農地ですが、農地を農地以外に、また、採草放牧地以外にする場合については、農地法の規定により事前に農林水産大臣等の許可を受ける農地転用の手続きを行わなければならないこととなっております。これは、農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、かつ、計画的な土地利用を確保するという観点から、具体的な土地利用計画を伴わない農地取得は認めないことになっておりますためであります。

これまで村営牧場は、本来の家畜放牧事業としての利用の他に、夏期間は特定法人貸付事業用地として、冬期間は農地の一時転用によるスキー場用地として、加森観光株式会社の使用を許可しております。いずれも牧場としての本来の目的を残し、それに支障のない範囲で貸与しているものであって、売払いをしたものではありません。

そこで、お尋ねの件ですが、牧場以外の目的のために村が村営牧場の土地を売却することも含めてのお尋ねだと思っておりますが、

村が牧場の運営に支障なく、かつ、その必要があると判断した目的であって、農林水産大臣等の許可が得られるのであれば、可能となります。しかしこれは、具体的な目的、内容があつた上での判断、許可となりますので、具体的な目的が定まっていないうちに、予め、牧場の用途を外しておくということとは出来ない、

と言うことでございます。

続いて、市街地等で所有している土地を移住者、定住者に優先的に提供できないか、というお尋ねですが、この「移住者、定住者」という中には、東日本大震災の被災者で、北海道への移住を希望している方々などを含めて、どう考えるかということだと思えます。

平成二二年度に策定した「留寿都村 自主・自立行財政改革プラン」においては、将来的に活用のない遊休村有地については、これを売却していくとされているところです。

これは、自主財源の確保という面だけでなく、村内の持ち家の割合を上げることで、固定資産税課税客体の確保も図り、健全な財政運営につなげたいという思いです。このプランに基づき、平成二二年度には留寿都村社横の村営住宅跡地について、四区画分の宅地造成を行い、公

募・抽選によって評価額での売却を行ったところですが、三区画分の売払いを完了し、残る一区画についても、随時受け付けているところです。

これらを踏まえ、議員の質問に対するお答えとなりますが、村有地が住民の財産であるという点を踏まえるならば、移住者、定住者に優先的に提供するというのは、公平・適切な村有地の管理という面で住民の理解が得られるとは考えておりません。

特に、適正な対価なく譲渡するとなると、地方自治法第九六条第六項の規定により、議会の議決を求めなければならぬこととなりますが、現時点では、そのような判断をしなければならぬという事由はないと考えておりません。

続いて、農林水産物直売周辺の空いている敷地を店舗用地として提供することで、そのエリアの充実を図り、ひいては観光客の増加や雇用の促進が期待でき、村の人口減少に歯止めがかかり、人口増加に繋がるといふご提案ですが、必ずそうなるかの検証をしないままに、それを行うことは農林水産物直売所の指定管理者の経営の妨げとなってしまうことも考えられます。また、空いている敷地のほとんどは、冬期間における堆雪場所

としており、ルスツふるさと公園との一体的利用のゆとり空間の確保の意味からも、店舗用地としての利用は困難と考えます。観光客の増加や雇用の促進対策については、市街地の活性化とあわせて、商工会等の関係者の意見も聴きながら、慎重に考えてみたいと思います。

同様に、道の駅隣接の二三〇号線に面した土地ということ、北町村営住宅跡地を活用して新規店舗を呼び込むことで、観光客の増加や雇用の促進が期待でき、村の人口減少に歯止めがかかり、人口増加につながるというご提案ですが、これも農林水産物直売所周辺の空いている敷地同様、必ずそうなるのかの検証が不可欠だと思います。特にこの土地については、当面の活

用の予定はないものの、まとまった面積の遊休村有地であるので、将来の活用に加え、慎重な対応が必要と考えております。なお、農林水産物直売所周辺の空いている敷地及び北町村営住宅跡地についても、現状以外の利用計画はございません。最後に、「移住、定住の総合窓口を新たに作る必要がある」というご指摘に対するお答えになるかと思えます。移住、定住を考えている人に対応するための総合窓口として、

専任の窓口を設けることは無理ですが、現時点でも企画課がその窓口となっております。専任の窓口ではないので、企画課において相談内容をまとめ、相談者の立場に立つて関係部署に親切に引き継ぐという形式となっております。

なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後は移住、定住を考えている人に対応するための総合窓口が企画課であることを明確にし、これをPRするためにも、本年度は村公式ホームページの再構築業務を予定しているところであり、人口増加につながるような案内するなどの工夫を図ってまいりたいと思います。

中村裕明議員 (再質問)

今回、村有地の有効活用ということで質問いたしました。これはひとつのカンフル剤として、いろんな要因の中でこのことを活用して、突破口と言うんですか、きっかけと言うんですか、そういうものは作れないのかなあと言う思いで質問しました。答弁を聞いてみると非常に慎重で、検討していくということなんですけれども、私のこの質問にも書いてあるのですけれども急務ではないかという言葉を何回か使っております。このよ

うな状態で検討していった時に、ですね、時期を逸してしまうんじゃないかということを非常に懸念しています。極端に言うところは何もできない、何もしないというふうな受け取らざるを得ないという村長の答弁でした。この件に関して、村長はいかがお考えでしょうか。

土屋村長 (再答弁)

移住・定住を希望されている方が、この地に住みたい、何をしたいかというようなことの把握については、現在しておられない状況の中で、人口について考えます時に何故人口が多くなければならないのかという部分について、住民との共通理解が必要となってくるのではないかと、そのように思っております。

留寿都村に観光に来ている人、車で立ち寄っていたりいる人を含めると、多くの人がこの地においでいただき、多くの人の流れがございます。その事によって、様々な産業が成り立っております。そこで、人口がなぜ多くないか、というのを住民と十分共通理解のうえでなければ、議員ご指摘のように優先的に村有地をそういう方々に提供するというにはな

らなところがございます。

中村裕明議員 (再々質問)

村の発展、これからの将来を考えた時に、一番の力はやっぱり住民の力だと思っております。そういう人が一人です。この一人にこだわらるんじゃないですけれども、一人でも住民が増えることをこの村が何か取り組んでいるといことがきつかけとなつて、それが呼び水となつて住民が増えていく、このままですと本当に何故増やさないかというよりも、このまま疲弊していつていいのかわからないかという考えます。そういう意味で一人を大事にする、そういう村であつてほしいというのが私の思いです。

土屋村長 (再々答弁)

議員のおっしゃりたいこと十分わかります。議員の質問のタイトルは「土地利用について」ということで、人口についてのことを私に質問しています。それで私は詳しく今まで申し上げていないんですけれども、いわゆるこのことについては、新たにご質問いただければ、私が何故人口が必要なのかという部分も申し上げますし、その時に議員も人口が何故多くなければならないのかということをおっしゃる

フッ化物洗口について

いただければと、その様に思っています。本日、私は資料として用意しているのですけれども、いわゆる通告内容とかけ離れたことで時間を費やしても、皆さんにご迷惑がかかりますので、このへんでやめたいと思いますので、ご理解をいただきます。

小・中学校で集団的にフッ化物洗口を実施するには、フッ化物の危険性、破壊性を訴える意見が安全性、有効性と同じくらい出ている。ある自治体では、小学校におけるフッ化物洗口を推進する決議を定例会で出したところ、同じ日に「集団的フッ化物洗口の実施中止及び導入反対について」という陳情が出されているという実態もあります。そういった賛否両論がある中で、事故が起きた場合の責任の所在が、はっきりしないままフッ化物洗口を小・中学校で実施することは、尚早ではないでしょうか。

また、留寿都村教育委員会としては、取り組んでいないところですが、フッ化物があれば大丈夫という神話が創られる前にフッ化物に対して理解を深めていくことが重要と思われるので、教育長はどの様にお考えかお伺いします。

浪越教育長 (答弁)

二〇本以上の歯を持つ高齢者は、それ未満に比べて活動的で、寝たきりになることも少ないなど多くの報告がなされており、満八〇歳で二〇本以上の歯を残そうと、8020運動が厚生労働省や日本歯科医師会により推進されており。

平成二一年六月に制定された北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例は、第一条で道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを総合的かつ効果的に進め、健康づくりに寄与することを目的としております。

また、第八条では、この施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する「道歯科保健医療推進計画」を定めなければならぬとされており、これを受けて、平成二二年四月「北海道歯科保健医療推進計画」が策定されました。

この計画は、「虫歯の予防」「歯周病の予防」など四つのテーマが設定されており、そのうちの一つが「フッ化物利用を普及し、むし歯が原因で歯を失うことを予防するため小学校・中学校等におけるフッ化物洗口の推進」であります。

むし歯は、どの世代でも抱える一般的な病気です。特に歯の生えた後の数年は石灰化度が低く、むし歯になり易いと言われ

ております。したがって、四歳児から一四歳児までの期間にむし歯対策を行うことが、成人のむし歯予防はもとより、生涯の健康づくりに大いに寄与することにつながります。

ご質問の安全性についてであります。フッ化物洗口については「安全性や有効性に問題がある」とのごく一部の意見があることを承知しておりますが、厚生労働省、日本学校歯科医学会、日本口腔衛生学会等の専門機関によると、「これらの意見は科学的知見が公正に考慮されておらず、事実誤認や不合理な論旨が多々見られ、その結果国内外の医学・歯学専門機関の見解である、用法・用量に従って行われれば、フッ化物の過剰摂取の心配はなく、安全性は高い。実施している地域から有害性の報告はない。」との見解に相反するものです。また、実施にあたっては、小学校では〇・二％に薄めたフッ化物洗口液を一〇cc使用し、一分間ぶくぶくうがいを行い吐き出します。これを一週間に一回行います。

口の有効性についてであります。日本学校歯科医師会の見解としては、「生涯にわたり健康行動がとれる生きる力を身に付けた児童生徒の育成のため、健康教育が重要である。ブラッシングや生活習慣・食生活の改善だけでなく、むし歯予防を行っていくことは限界があります。科学的根拠に基づいた、むし歯予防方法であるフッ化物洗口を行うことが、むし歯対策として最も大きな効果をもたらす。」としております。

仮に飲み込んだとしても、フッ化物は少量で、WHOが推奨する水道水フッ化物濃度調整で摂取されるフッ化物に比べて五分の程度と少なく、安全性が高く、長年にわたってフッ化物洗口を用量・用法に従って実施している地域から有害性の報告はありません。

教育委員会としてもこの見解を支持し、安全であるとの考えでおります。次に、フッ化物洗

口のことについて、科学的根拠に基づいた、むし歯予防方法であるフッ化物洗口を行うことが、最も大きな効果をもたらす。としております。

従って、「フッ化物を用いたむし歯予防方法は、高い安全性が認められており、最も有効な公衆衛生方策である」とする厚生労働省等の専門機関の見解、及び日本口腔衛生学会の「フッ化物洗口のむし歯予防効果は、時代背景やフッ化物配合歯磨剤普及状況によって幅があるものの、三〇%から八〇%の予防率が期待でき、今日でも有効であるとの評価を得られている」としていることから、有効性についてもこの見解を支持し、効果はあると考えております。

これらのことを総合的に判断すると、むし歯予防におけるフッ化物利用の安全性と有効性は確立されていると考えます。教育委員会といたしましては、準備が整い次第、フッ化物洗口

平成二一年六月に北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例が制定されましたが、直ちにフッ化物洗口を導入せよ、との内容というより、歯・口腔の健康づくりに取り組みなさいという条例であると思われ

に取り組みたいと考えております。

なお、実施にあたっては、厚生労働省の発表したフッ化物流口ガイドラインによると、「フッ化物流口を実施する場合は、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分説明した後、同意を得て行う」としておりますので、このガイドラインに従い、保護者の同意を得た後、フッ化物流口を取り進めてまいります。

堤富佐代議員（再質問）

私は、実施することが尚早であると考えますが、準備が整い次第進めていくと言われたので、準備としてどの様なものがあるかというのを明確にしないまま進めていっていいものかどうかということもありましたので質問したわけです。

浪越教育長（再答弁）

準備はいろいろあります。お金の用意もあれば、保護者の理解を得ること、いろいろあります。その辺についてはまだ私どもとしては、そこまで進んでいないということなんです。今後これについて十分やっていかなければならない、その様に考えております。

議 会 日 誌

..... 8 月

- 1日 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会
(倶知安町 中村議員、山下議員出席)
- 5日 総務民生常任委員会
- 23日 後志広域連合議会臨時会
(倶知安町 議長出席)
- 24日 産業建設常任委員会
後志町村議会議員研修会
(黒松内町 議長、議員出席)
- 27日 JA ようてい農業祭
(倶知安町 議長出席)
- 28日 ルスツ産業まつり (議長、議員出席)

..... 9 月

- 1～2日 後志広域連合議会議員視察研修
(富良野市他 議長出席)
- 3～4日 ルスツふるさとまつり
(議長出席)
- 6日 留寿都村敬老会 (議長出席)
- 8日 第3回議会臨時会
議員全員協議会
- 12日 銀河荘長寿会 (議長出席)
議会運営委員会
- 16日 第3回議会定例会
- 27日 総務民生常任委員会
- 29日 産業建設常任委員会

- 30日 後志広域連合議会臨時会
(倶知安町 議長出席)
留寿都中学校校舎等耐震改修及び大規模改造工事安全祈願祭 (副議長出席)

..... 10 月

- 13日 北海道市町村立農業高等学校振興対策協議会教育懇談会
(ルスツリゾート・議長出席)
- 19日 産業建設常任委員会
- 22日 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進講演会 (倶知安町 議長出席)
- 23日 留寿都小学校学芸会 (議長、議員出席)
- 25日 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会
(倶知安町 中村議員、山下議員出席)
占冠村議会総務産業常任委員会来庁
(議長出席)



編 集 後 記

秋も深まり、白くなった羊蹄山を見ると、急がなければならない仕事が増えるように思えて、紅葉を楽しむ余裕さえも無くしてしまおうです。

10月9日に教育委員会主催のニセコ登山・沼めぐりに参加しました。紅葉には少し早いようでしたが、色づき始めた山と、これ以上ないというほどの天候に恵まれ、前週に降った雨でぬかるみも多々あり、足元はドロドロになりましたが、終点に着く頃には乾いてきれいになっていました。参加者全員、無事帰ってきたことは素晴らしく、来年も参加してみようと言う気持ちになりました。

健康には気をつけて運動はしている方だと思っけていても、筋肉痛がなかなか取れないところは、過信があったと、反省しています。

忙しくて自分の身体をいたわるのは後回しと言う方が多いようですが、自動車や農機具のメンテナンスと同じように、人間も健診を受けることは必要です。

農業を取り巻く問題が大きくクローズアップされ、気の休まる暇も無いような状況ですが、精神的に強くあるためにも、身体は大切にしてください。(堤)

編集スタッフ

- 委員長 堤 富佐代
- 副委員長 中 村 裕 明
- 委員 坂 庭 恵 子
- 委員 山 下 茂